

被告人・弁護人の防御権侵害事案についての会長声明

本日、大阪弁護士会刑事弁護委員会を中心とした有志が、被告人・弁護人の防御権侵害を理由として、国家賠償請求訴訟を提起した。

本件は、強盗否認事件の審理中、期日間整理手続が終了し、共犯者とされる証人尋問の直前に、大阪地方検察庁の検察官（本件における公判立会検事）が、大阪地方裁判所令状部に対し、大阪拘置所内の被告人居室等に対する搜索差押許可状の発付を求め、裁判官がこれに対して令状を発付したことを受けて、検察事務官をして上記被告人居室等に対し搜索差押えを行わせ、結果、審理中の事件に関する弁護人宛の手紙や弁護人が差し入れた尋問事項メモなどを押収したという前代未聞の事件である（平成22年7月2日に本件搜索差押えが実施された）。しかも、当該検察官は、押収したこれらの書類が上記被告人と弁護人とのやり取りを内容とするものであることを了知したうえで、なお、還付を行わず、それどころか、付箋を付けるなどして精査した形跡があるとされている。

上記検察官の搜索差押許可状請求、検察事務官による搜索差押え及びその後の検察官による不還付・精査は、いずれも単に被告人・弁護人の秘密交通権を侵害するのみならず、被告人が刑事訴訟における主体として、検察官と対等な立場で訴訟活動を行う権利、即ち被告人の防御権を直接に侵害する違法な行為である。

即ち、本件各行為は、一方当事者である検察官（及びその指揮下にある検察事務官）が、公訴提起後期日間整理手続に及んだ時点で、公訴事実と同一事実を基礎として、無限定に被告人の保有する公判準備関係書類一式を搜索し、その一部を差し押さえたものであり、このような搜索差押えは、絶対的な秘密性が要請される秘密交通権を侵害しているのみならず、弁護人と被告人との間の情報一切、あるいは被告人自身の考えをまとめたものなどの成果物一切を捜査機関が覗き見ることで、実質的に被告人の防御権に対する回復不可能な侵害を与えたものである。

また、裁判官の本件令状の発付は、上記検察官による違法な令状請求に対し、被告人・弁護人の秘密交通権及び被告人の防御権侵害に繋がる可能性を何ら考慮せず、安易にこれを認めたものであり、同様に違法な行為と言わざるを得ない。

以上のとおり、本件検察官・検察事務官・裁判官の各行為は、被告人及び弁護人に憲法上保障された権利・地位を根本的に蔑ろにするものであり、その違憲・違法性は極めて重大なものである。

当会としては、大阪地方検察庁及び大阪地方裁判所に対し、本件のような違憲・違法な行為が、今後繰り返されることがないように強く要請するとともに、被告人・弁護人の秘密交通権及び被告人の防御権の主体たる地位を完全に保障するシステムについてさらに提言を行うなど全会を挙げて取り組む所存である。

以上

2012年（平成24年）7月10日
大阪弁護士会
会長 藪野 恒 明